お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

手頃な保険料の初めて保険
アフラック少短の医療保険はじめる
Aflac アフラック生命グループ

プラスで備えて安心
アフラック少短の医療保険ひろげる
Aflac アフラック生命グループ

この書面や「約款」には、ご契約に関する
大切な事項を記載しています。
お申込み前に必ずお読みいただき、
内容をご確認のうえお申込みください。

手頃な保険料の初めて保険「アフラック少短の医療保険はじめる」は、
主に20代や30代の方がお求めになりやすい保険料で保障を備えられるプランがあります。

お申込みに関するお問い合わせは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2026年8月現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とはアフラック少額短期保険株式会社のことをいいます。

アフラック少額短期保険株式会社は代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

〈引受少額短期保険業者〉
Aflac アフラック少額短期保険
〒182-8006
東京都調布市小島町2丁目33番地2 アフラックスクエア
URL https://www.aflac-asi.co.jp/

AF提ツ課-2026-0049 5月15日

もくじ

契約概要
P.02〜11

01 「アフラック少短の医療保険はじめる」「アフラック少短の医療保険ひろげる」の特長 …… 02
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) …… 03
03 給付金などのお支払い …… 04
04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金 …… 09
05 保険料および保険料の払込方法 …… 10
06 保険料払込経路(契約日など) …… 10
07 お引受けの条件 …… 10
08 契約の更新 …… 11
09 保障プラン・コース変更の手続き …… 11

注意喚起情報
P.12〜22

01 少額短期保険業者の業務内容 …… 12
02 保険募集の委託・再委託 …… 13
03 反社会的勢力に該当する場合 …… 14
04 お申込みの撤回または解除 …… 15
05 告知義務 …… 16
06 保障の開始 …… 17
07 お支払いできない場合 …… 18
08 給付金などのご請求 …… 19
09 ご契約の無効および失効 …… 20
10 保険料・給付金額の変更等 …… 20
11 税法上の取扱い …… 20
12 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し …… 21
13 少額短期保険業者の業務または財産の状況が変化した場合 … 21
14 支払時情報交換制度 …… 22
15 相談・照会・苦情の窓口 …… 22

その他重要事項
P.23

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ) …… 23
02 医療費助成制度 …… 23

本冊子で使用するマークについて

⚠	特にご確認いただきたい内容のうち、**お客様にとって不利益となる事項**を記載しています。	補足	条件など**補足事項**を記載しています。
約款	「約款」の参照先を記載しています。	用語	**保険の専門用語**などについて記載しています。

約　款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1 この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては**「注意喚起情報」**のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、**「約款」**をご確認ください。

01 「アフラック少短の医療保険はじめる」「アフラック少短の医療保険ひろげる」の特長

- 病気・ケガによる入院を日帰り入院から保障します。入院5日目までは一律5日分の入院給付金をお支払いします（「アフラック少短の医療保険はじめる」総合保障プラン、「アフラック少短の医療保険はじめる」充実プラン、「アフラック少短の医療保険はじめる」シンプルプランの場合）。
- 病気・ケガによる手術や放射線治療を保障します（「アフラック少短の医療保険はじめる」総合保障プラン、「アフラック少短の医療保険はじめる」充実プランの場合）。
- ニーズにあわせてプラン・コースをお選びいただけます。

02 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）

契約内容（保険期間、保険料払込期間など）は、以下のとおりです。

契約年齢(＊1)	満6歳～満75歳

(＊1)「アフラック少短の医療保険ひろげる」追加保障プランの契約年齢は、満40歳からです。

しくみ

この保険（正式名称：総合医療保障保険）は、「普通保険約款」と「特約条項」によって構成されます。
普通保険約款では、ご契約に共通して適用される基本的な事項を規定しており、給付金などをお支払いする場合などについては各特約条項に規定しています。そのため、この保険における給付金などは、付加した特約よりお支払いとなります。

● プランに含まれる特約（総合医療保障保険に付加する特約）
○ 付加可能な特約

販売名称	正式名称	給付金名称	アフラック少短の医療保険はじめる					アフラック少短の医療保険ひろげる	保険期間・保険料払込期間
			総合保障プラン		充実プラン		シンプルプラン	追加保障プラン	
			Aコース 基準給付金額5,000円	Bコース 基準給付金額10,000円	Aコース 基準給付金額5,000円	Bコース 基準給付金額10,000円	基準給付金額5,000円	特約給付金額80万円	
入院・通院保障特約	入院・通院保障特約	疾病入院給付金 災害入院給付金 疾病通院給付金 災害通院給付金	●	●	●	●	●	—	1年(＊3)(＊4)
手術・放射線治療特約	手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕(＊2)	手術給付金 放射線治療給付金	●	●	●	●	—	—	
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	●	●	—	—	—	●	
先進医療特約	先進医療特約	先進医療給付金	●	●	●	●	—	—	
女性疾病入院一時金特約	女性疾病入院一時金特約	女性疾病入院一時金	○	○	○	○	—	—	

自動更新（満79歳まで更新可能）

(＊2)「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」は、ご契約の更新後は「手術・放射線治療特約〔更新契約用〕」に変更となります。
(＊3)「三大疾病一時金特約」のがん（悪性新生物）の保障開始まで、3か月の待ち期間（保障されない期間）があります。
(＊4)「入院・通院保障特約」「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」「先進医療特約」「女性疾病入院一時金特約」の不妊症の保障開始まで、180日の待ち期間（保障されない期間）があります。申込日・告知日から180日以内に医療機関の受診を開始した不妊症は、お支払いの対象外となります。

▶▶ 待ち期間について、詳しくは 注意喚起情報 P.17 をご確認ください。
▶▶ 自動更新について、詳しくは 08 契約の更新 P.11 をご確認ください。

- 特約の中途付加はできません。
- 特約のみを解約することはできません。
- 被保険者が、すでに当社の保険に加入している場合はお申込みいただけません。1被保険者あたり1証券のみご契約いただけます。

次ページへ続く

前ページからの続き

■「指定代理請求特約」（代理人による請求）について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます。

▶▶詳しくは 約款「指定代理請求特約」をご確認ください。

■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、お申込み完了後にご案内する「マイページ」にて、ご契約の内容を表示します。

03 給付金などのお支払い

具体的な支払額については**「パンフレット」「申込画面」**などをご確認ください。

支払事由などについて、詳しくは 約款 をご確認ください。

⚠
- **1保険期間の通算支払限度額は80万円です。**通算支払限度額に達した場合、その保険期間中の超過分はお支払いできません。なお、1保険期間の通算支払限度額に達した場合、つぎの**払込期月** 用語 から保険期間満了日までの保険料をお払込みいただく必要はありません。
- 保険契約が更新された場合には、1保険期間の通算支払限度額が復元されます。
- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 給付金などの支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金などを削減して支払うことがあります。

※詳しくは 約款 をご覧ください。

- 「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」は、ご契約の更新後は「手術・放射線治療特約〔更新契約用〕」に変更となります。「手術・放射線治療特約〔更新契約用〕」は骨髄幹細胞の採取術が追加で保障対象となり、保険料は「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」より高くなります。

次ページへ続く

用語

「払込期月」とは

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいい、月単位の契約応当日の属する月の１日から末日までのことをいいます。

前ページからの続き

▶▶支払事由の詳細／制限の例などについては、**保障内容に関する注意事項** P.07～09をご確認ください。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
入院・通院保障特約	**疾病入院給付金**	病気の治療を目的として入院をしたとき	入院日数が5日以内の場合 基準給付金額×5 入院日数が6日以上の場合 基準給付金額×入院日数	• **1回の入院**用語につき最高60日 • 更新後の保険期間を含め、通算1,095日
	災害入院給付金	不慮の事故によるケガの治療を目的として入院をしたとき	入院日数が5日以内の場合 基準給付金額×5 入院日数が6日以上の場合 基準給付金額×入院日数	• **1回の入院**用語につき最高60日 • 更新後の保険期間を含め、通算1,095日
	疾病通院給付金	**疾病通院期間**用語中に、つぎの①から③のいずれかに該当する通院をしたとき ①疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった病気の治療を目的とする通院 ②所定の手術(＊)の原因となった病気の治療を目的とする通院 ③所定の放射線治療の原因となった病気の治療を目的とする通院	通院１日につき 基準給付金額×60%	• 疾病通院期間中、最高30日 • 更新後の保険期間を含め、通算1,095日
	災害通院給付金	**災害通院期間**用語中に、つぎの①から③のいずれかに該当する通院をしたとき ①災害入院給付金が支払われる入院の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ②所定の手術(＊)の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ③所定の放射線治療の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院	通院１日につき 基準給付金額×60%	• 災害通院期間中、最高30日 • 更新後の保険期間を含め、通算1,095日

（＊）骨髄幹細胞の採取術を除きます。

次ページへ続く

用語

●**「1回の入院」とは**

つぎの場合は1回の入院とみなします。

疾病入院給付金 **災害入院給付金**	疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の**退院日の翌日から180日以内に入院**（原因が異なる入院も含む）した場合

●**「疾病通院期間・災害通院期間」とは**

つぎの①および②を合わせた期間

①入院開始日の前日または手術（＊）もしくは放射線治療を受けた日から遡って、60日以内の期間

②退院日の翌日または手術（＊）もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間

※入院・手術・放射線治療を２回以上した場合で、疾病通院期間が重複するときには、
重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間を同一の疾病通院期間とします（災害通院期間についても同様です）。

前ページからの続き

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕	手術給付金	①特定手術を受けたとき	基準給付金額×40	• 一連の手術（用語）については、14日間に1回 • 支払回数無制限（ただし、不妊治療の手術については保険期間(1年)に3回まで、更新後の保険期間を含め通算6回まで）
		②入院中に手術を受けたとき（①を除く）	基準給付金額×10	
		③外来による手術を受けたとき（①を除く）	基準給付金額×5	
	放射線治療給付金	病気・ケガの治療を目的とする放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	基準給付金額×10	• 複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回 • 支払回数無制限
手術・放射線治療特約〔更新契約用〕	手術給付金	①特定手術を受けたとき	基準給付金額×40	• 一連の手術（用語）については、14日間に1回 • 支払回数無制限（ただし、不妊治療の手術については保険期間(1年)に3回まで、更新後の保険期間を含め通算6回まで）
		②入院中に手術を受けたとき（①および④を除く）	基準給付金額×10	
		③外来による手術を受けたとき（①および④を除く）	基準給付金額×5	
		④骨髄幹細胞の採取術を受けたとき	基準給付金額×10	
	放射線治療給付金	病気・ケガの治療を目的とする放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	基準給付金額×10	• 複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回 • 支払回数無制限
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	つぎの①から③のいずれかに該当したとき ①初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院(＊1)をしたとき ③心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上の入院(＊1)をしたとき	特約給付金額	1回限り
先進医療特約	先進医療給付金	病気・ケガによって所定の先進医療を受けたとき	1回につき先進医療にかかる技術料のうち被保険者の自己負担額と同額または80万円(＊2)のうち、いずれか小さい金額	• 不妊治療の場合は保険期間(1年)に1回まで、更新後の保険期間を含め通算2回まで • 更新後の保険期間を含め、通算2,000万円
女性疾病入院一時金特約	女性疾病入院一時金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき	1回につき基準給付金額×10	更新後の保険期間を含め、通算10回

※不妊治療の手術または先進医療に対する給付金の支払回数が支払限度に達した場合でも、手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕/〔更新契約用〕および先進医療特約は消滅せず、不妊治療以外を保障する特約として継続します。
※女性疾病入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に、同一または医学上重要な関係がある入院をした場合に「1回の入院」とみなします。

(＊1)脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を直接の目的とする入院には該当しません。
(＊2)同一保険期間中に、すでに給付金のお支払いがある場合は、80万円から支払われた給付金額を差し引いた金額となります。

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。
また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。
厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。
※公的医療保険制度の給付について
「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

次ページへ続く

用語

「一連の手術」とは

つぎの①②**両方に該当する手術**のことを指します。
① 同一の手術を複数回受けた場合
② ①の手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合　例:下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術など(2026年5月現在)

前ページからの続き

保障内容に関する注意事項　▶▶詳しくは 約款 をご確認ください。

入院・通院保障特約

■疾病入院給付金・災害入院給付金

- 疾病入院給付金と災害入院給付金は**重複してお支払いしません。**
- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院（原因が異なる入院を含む）した場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日を適用します。
  すでに5日分をお支払いしている場合には、通算した入院日数から5日分を差し引いてお支払いします。

支払対象	帝王切開や多胎分娩（双子など）など、異常分娩のための入院
支払対象外	• 正常分娩のための入院 • 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 • 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院 • 骨髄幹細胞の採取術のための入院 • 申込日・告知日から180日以内に医療機関の受診を開始した不妊症に対する入院

■疾病通院給付金・災害通院給付金

支払対象	往診
支払対象外	• 薬の受取りのみの場合など • 申込日・告知日から180日以内に医療機関の受診を開始した不妊症に対する通院

- 入院している日については、**疾病通院給付金・災害通院給付金は支払われません。**
- 疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、**災害通院給付金をお支払いします。**

●疾病通院給付金・災害通院給付金の「手術」について

支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 • 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植
支払対象外	• 先進医療に該当する場合 • 傷の処置（創傷処理、デブリードマン） • 切開術（皮膚、鼓膜） • 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 • 抜歯 • 異物除去（外耳、鼻腔内） • 鼻焼灼術（鼻粘膜、下鼻甲介粘膜） • 魚の目・タコ手術（鶏眼・胼胝切除術） • 申込日・告知日から180日以内に医療機関の受診を開始した不妊症に対する手術

●疾病通院給付金・災害通院給付金の「放射線治療」について

支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療（電磁波温熱療法を含む） • 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
支払対象外	• 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 • 先進医療に該当する場合

手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕

■手術給付金

●手術料が１日につき算定される手術を受けた場合について

- 手術給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が１日につき算定されるものとして定められている手術（＊）に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術給付金をお支払いします。
  （＊）大動脈バルーンパンピング法（IABP法）など（2026年5月現在）

●「特定手術」について

支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、つぎの「**特定手術**」 • がん（悪性新生物）に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 • 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 • 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 • 心臓・肺・肝臓・すい臓・腎臓（臓器の全体または一部）の日本国内で行われた移植手術（臓器移植については、ドナー側は対象外）

次ページへ続く

前ページからの続き

●「入院中の手術」や「外来による手術」について

支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 • 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植
支払対象外	• 「**特定手術**」に該当する場合 • 先進医療に該当する場合 • 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) • 切開術(皮膚、鼓膜) • 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 • 抜歯 • 異物除去(外耳、鼻腔内) • 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) • 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術) • 申込日・告知日から180日以内に医療機関の受診を開始した不妊症に対する手術

■放射線治療給付金

支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) • 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
支払対象外	• 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 • 先進医療に該当する場合

手術・放射線治療特約〔更新契約用〕

■手術給付金

●手術料が１日につき算定される手術を受けた場合について

• 手術給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が１日につき算定されるものとして定められている手術(＊)に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術給付金をお支払いします。
(＊)大動脈バルーンパンピング法(IABP法)など(2026年5月現在)

●「特定手術」について

支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、つぎの「**特定手術**」 • がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 • 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 • 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 • 心臓・肺・肝臓・すい臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術(臓器移植については、ドナー側は対象外)

●「入院中の手術」や「外来による手術」について

支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 • 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植
支払対象外	• 「**特定手術**」に該当する場合 • 先進医療に該当する場合 • 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) • 切開術(皮膚、鼓膜) • 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 • 抜歯 • 異物除去(外耳、鼻腔内) • 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) • 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術) • 申込日・告知日から180日以内に医療機関の受診を開始した不妊症に対する手術

●「骨髄幹細胞の採取術」について

• **「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」ではお支払いの対象とはならず、「手術・放射線治療特約〔更新契約用〕」のみお支払いの対象**となります。

支払対象	骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)
支払対象外	• 臍帯血幹細胞の採取 • 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合

■放射線治療給付金

支払対象	• 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) • 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
支払対象外	• 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 • 先進医療に該当する場合

次ページへ続く

前ページからの続き

三大疾病一時金特約

●「三大疾病一時金特約」の「がん（悪性新生物）の保障開始」について

- がんの保障開始には、3か月の 待ち期間 があります。詳しくは 注意喚起情報 P.17 をご確認ください。
  3か月の 待ち期間 中にがんと診断確定された場合、「三大疾病一時金特約」のがんの保障はなくなります。
  なお、診断確定の日から6か月以内に契約者からお申し出があったときは、「三大疾病一時金特約」を無効とします。
  お申し出がないときは、心疾患・脳血管疾患を対象として保障を継続します。

●対象となる「三大疾病」について

対象となる疾病		疾病の例と注意事項
①がん（悪性新生物）		• 約款に分類されている悪性新生物。 • 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性新生物は対象になりません。
②心疾患		• 約款に定める心疾患。
	急性心筋梗塞	• 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の２疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
③脳血管疾患		• 約款に定める脳血管疾患。
	脳卒中	• くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の３疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

先進医療特約

支払対象外	申込日・告知日から180日以内に医療機関の受診を開始した不妊症に対する療養

女性疾病入院一時金特約

支払対象	女性特有の病気	切迫流産、妊娠悪阻、卵巣機能障害、子宮体がん、子宮頸部上皮内新生物　など
	女性がかかりやすい病気	乳がん、関節リウマチ、甲状腺機能低下症、貧血、腎盂腎炎、下肢静脈瘤　など
	悪性新生物・上皮内新生物	肺がん、大腸の粘膜内がん　など
支払対象外	• 正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術などのための入院 • 申込日・告知日から180日以内に医療機関の受診を開始した不妊症に対する入院	

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

入院・通院保障特約	• 疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度（1,095日）に達したとき
三大疾病一時金特約	• 三大疾病一時金が支払われたとき
先進医療特約	• 通算支払限度（2,000万円）に達したとき
女性疾病入院一時金特約	• 通算支払限度（10回）に達したとき

法令等の改正に伴う給付金の支払事由などの変更

当社は、健康保険法またはその他関連する法令等が改正された場合で特に必要と認めたときには、主務官庁への届出を行い、将来に向かって、つぎの給付金などの支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。

- 疾病通院給付金
- 災害通院給付金
- 手術給付金
- 放射線治療給付金
- 先進医療給付金
- 三大疾病一時金

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金はありません。

05 保険料および保険料の払込方法

●保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢（1年未満は切捨）によって決まります。

●具体的な保険料については**「保険料表」「申込画面」**などをご確認ください。

▶▶保険料払込期間について、詳しくは 02 **契約内容（保険期間、保険料払込期間など）** P.03 をご確認ください。
▶▶保険契約の更新について、詳しくは 08 **契約の更新** P.11 をご確認ください。

⚠
- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。

払込方法

保険料の払込方法は**「月払」**のみとなります。

更新後の保険料払込み

- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。

06 保険料払込経路（契約日など）

●保険料のお払込み方法は、口座振替またはクレジットカード払からお選びいただけます。

●契約日：**責任開始期の属する月の翌月1日**（この日の満年齢で保険料が決まります）

●責任開始期（日）：申込みおよび告知がともに完了した時
「三大疾病一時金特約」の**がん（悪性新生物）の保障開始には「３か月」**、「入院・通院保障特約」「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」「先進医療特約」「女性疾病入院一時金特約」の**不妊症の保障開始には「180日」の待ち期間**が、それぞれあります**（更新後の契約には待ち期間はありません）。**

▶▶保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.17 をご確認ください。

07 お引受けの条件

●被保険者が、すでに当社の保険に加入している場合はお申込みいただけません。1被保険者あたり1証券のみご契約いただけます。

●現在入院中の方、入院・手術を勧められている方はお申込みいただけません。

●契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。

●被保険者の健康状態や仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。

●お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

08 契約の更新

この保険の保険期間は1年で、健康状態にかかわらず、自動的に更新（自動更新 補足）されます。**更新しない場合は、保険期間満了日までにお申込み完了後にご案内する「マイページ」より更新停止のお手続きをしてください。**なお、更新後の契約には、更新日現在の約款が適用されます。また、給付金などの支払限度は、更新前に支払われた給付金などを通算して判定します。

補足

- 被保険者の年齢が満79歳まで更新することができます。
- 更新後の保険契約については、保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。
- 「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」は、ご契約の更新後は「手術・放射線治療特約〔更新契約用〕」に変更となります。「手術・放射線治療特約〔更新契約用〕」は骨髄幹細胞の採取術が追加で保障対象となり、保険料は「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」より高くなります。

09 保障プラン・コース変更の手続き

- **保険契約を更新するときに限り、下表の保障プラン・コース変更を取扱います。**
- **保障プラン・コース変更をご希望の場合は、保険期間満了日までにマイページを通じてお申し出ください。**

変更前	変更後
総合保障プラン　Aコース	充実プラン　Aコース
総合保障プラン　Aコース（女性疾病入院一時金特約付）	充実プラン　Aコース 充実プラン　Aコース（女性疾病入院一時金特約付）
総合保障プラン　Bコース	総合保障プラン　Aコース
	充実プラン　Aコース 充実プラン　Bコース
総合保障プラン　Bコース（女性疾病入院一時金特約付）	総合保障プラン　Aコース 総合保障プラン　Aコース（女性疾病入院一時金特約付）
	総合保障プラン　Bコース
	充実プラン　Aコース 充実プラン　Aコース（女性疾病入院一時金特約付）
	充実プラン　Bコース 充実プラン　Bコース（女性疾病入院一時金特約付）
充実プラン　Aコース	（変更のお取扱いはありません）
充実プラン　Aコース（女性疾病入院一時金特約付）	充実プラン　Aコース
充実プラン　Bコース	充実プラン　Aコース
充実プラン　Bコース（女性疾病入院一時金特約付）	充実プラン　Aコース 充実プラン　Aコース（女性疾病入院一時金特約付）
	充実プラン　Bコース
シンプルプラン	（変更のお取扱いはありません）
追加保障プラン	（変更のお取扱いはありません）

相談・照会・苦情について

少額短期保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）日本少額短期保険協会です。

▶▶詳しくは 注意喚起情報 P.22 をご確認ください。

注意喚起情報

1 この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2 ご契約に際しては**「契約概要」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「約款」**を必ずお読みください。

01 少額短期保険業者の業務内容

契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく規制があります。

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく規制があります。

①お引受けできる保険は、保険期間が法令で定められた期間(＊1)以下、保険金額が法令で定められた金額(＊2)以下となります。

②1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の合計は1,000万円(＊3)が上限となります。

③1契約者についてお引受けできる保険金額の総額は、法令で定める金額(＊4)が上限となります。

（＊1）第一分野（死亡保険等）、第三分野（医療保険等）は1年、第二分野（損害保険）は2年
（＊2）1被保険者についてお引受けできる保険金額が保険種類によって定められており、医療保険を含む第三分野商品は通算80万円
（＊3）保険種類によっては2,000万円
（＊4）保険種類によって定められており、医療保険を含む第三分野商品は通算8,000万円

02

保険募集の委託・再委託

当社はアフラック生命へ保険募集を委託し、アフラック生命が業務委託を行う代理店へ保険募集を再委託します。

アフラック生命が業務委託を行う代理店への再委託の場合の販売体制を表していますが、当社は直接保険募集を行う他、アフラック生命以外にも保険募集を委託する場合があります。

●販売体制

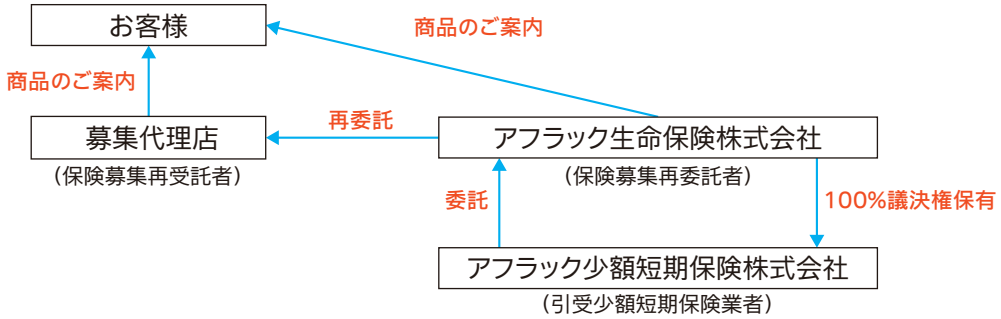

●引受少額短期保険業者、募集再委託者、募集再受託者の役割

アフラック少額短期保険株式会社	引受少額短期保険業者（保険募集委託者）	• 「アフラック少短の医療保険はじめる」「アフラック少短の医療保険ひろげる」を提供する少額短期保険業者であり、少額短期保険の引受けおよび給付金などのお支払いを行います。 • また、保険募集再委託者であるアフラック生命および保険募集再受託者である募集代理店の指導・管理等を行います。
アフラック生命保険株式会社	保険募集再委託者（保険募集受託者）	• アフラック少額短期保険の100%親会社であり、アフラック少額短期保険より委託を受けて、募集代理店として少額短期保険契約締結の媒介を行います。また、募集代理店と業務再委託契約を結び、少額短期保険の募集における募集代理店の教育・指導を行います。
募集代理店	保険募集再受託者	• アフラック生命より再委託を受けて、少額短期保険契約締結の媒介を行います。

補足

アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、健康状態等を口頭でお話しされても告知したことにはなりません。

03

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。

04 お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

●お申込者またはご契約者は、「ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日」からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込みの**撤回**（用語）またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。**（クーリング・オフ制度）**

●お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

郵便により上記の期間内（8日以内の消印有効）に当社宛てに文書を送付してください。

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

❶ **記入日**
❷ **撤回等の理由および撤回等をしたい意思**
❸ **契約者の自署・フリガナ**
❹ **契約者の生年月日**
❺ **契約者の住所・電話番号**
❻ **被保険者名**
❼ **保険種類**
❽ **証券番号**（不明の場合は未記入でも可）

〈郵送先〉

〒182-8006
東京都調布市小島町2-33-2 アフラックスクエア1F
アフラック少額短期保険株式会社
撤回担当行

なお、郵便に代えて、電子メールによりお申し出いただくこともできます。
お申込者またはご契約者のメールアドレスへお申し出用のフォームをお送りいたしますので、下記の当社問い合わせ窓口までご連絡ください。
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始にお申込みの撤回等の期限が到来する場合は、期限到来後に迎える当社の最初の営業日まで期限を延長します。なお、受付時間に変更はありません。）

アフラック少額短期保険株式会社
問い合わせ窓口

通話料無料 **0120-558-075**

受付時間 **［月曜日～金曜日］9:00～18:00**
※祝日・年末年始を除きます。

用語

●**「撤回」とは**
ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げること

05 告知義務

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

●被保険者（保障の対象となる方）には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります（これを「告知義務」といいます）。

●ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、**被保険者自身がありのままを入力（告知）してください。**

●アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

●申込内容のとおりにお引受け

●お申込みをお断り

健康状態によっては、引受基準が異なる医療保険にて、ご契約をお引受けできる場合があります。傷病歴などがある方でも加入しやすいように引受基準を緩和しているため、保険料が割増されています。

「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による**解除** 用語 に関する所定の期間（2年以内）に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

●**「解除」とは**

保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させること

06

保障の開始

一部の保障については、申込日から保障の開始まで待ち期間があります。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。
「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障と、「入院・通院保障特約」「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」「先進医療特約」「女性疾病入院一時金特約」の不妊症の保障には、「責任開始日」までの待ち期間があります。

当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

責任開始期(日)

	保障の種類	責任開始期(日)
①	「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障	「申込みおよび告知がともに完了した日」から3か月を経過した日の翌日(＊)
②	「入院・通院保障特約」「手術・放射線治療特約〔初年度契約用〕」「先進医療特約」「女性疾病入院一時金特約」の不妊症の保障	「申込みおよび告知がともに完了した日」から180日を経過した日の翌日
③	上記①②以外の保障	申込みおよび告知がともに完了した時

(＊)「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

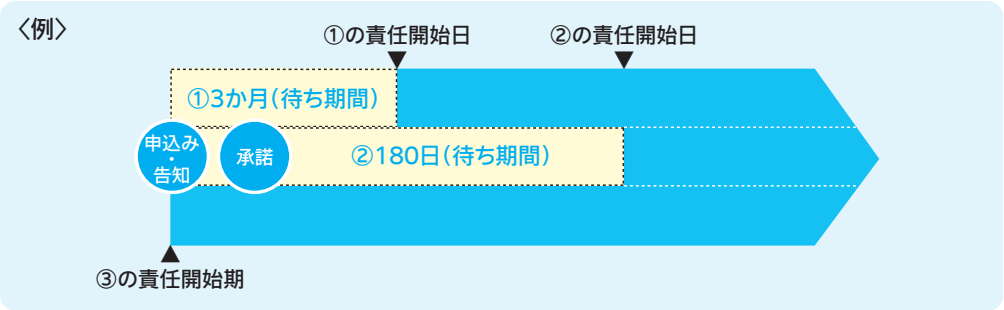

補足

アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(アフラック生命保険株式会社・募集代理店・少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

07

お支払いできない場合

給付金などを お支払いできないことがあります。

- **責任開始期(日)より前**に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が無効または失効** 用語 している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- **給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- **免責事由に該当**した場合

  〈例〉原因のいかんを問わず、頚部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの

上記以外にも、給付金などをお支払いできない場合や給付金などを削減してお支払いする場合などがあります。

▶▶詳しくは 契約概要 P.04～09、10 **保険料・給付金額の変更等** P.20 をご確認ください。

用語

- **「失効」とは**

  保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること
  (保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

08

給付金などのご請求

給付金などのご請求の際は、当社へご連絡ください。

●給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。**

アフラック少額短期保険株式会社
問い合わせ窓口

通話料無料 **0120-558-075**

受付時間 ［月曜日～金曜日］9:00～18:00
※祝日・年末年始を除きます。

●支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合はご連絡ください。

●支払事由については 契約概要 P.04～09 のほか、約款 をご確認ください。

●被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます。

▶▶詳しくは 約款 **「指定代理請求特約」** をご確認ください。

●指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

補足

契約者の連絡先（住所・電話番号・メールアドレスなど）を変更された場合は、必ずご連絡ください。
お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

09 ご契約の無効および失効

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは 約款 **「保険料の払込および猶予期間」**と**「猶予期間満了による保険契約の無効および失効」**をご確認ください。

- **ご契約復活の取扱いはありません。**
- 保険契約の更新時や保険期間中に、保険料の増額を行うことがあります。

▶▶詳しくは 10 **保険料・給付金額の変更等** をご確認ください。

10 保険料・給付金額の変更等

所定の状況変更が発生したときは、保険料の増額や給付金などの減額を行う場合があります。

- 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金などの減額を行うことがあります。
- 給付金などの支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金などを削減して支払うことがあります。
- 更新後の保険契約については、保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。
- 「アフラック少短の医療保険はじめる」「アフラック少短の医療保険ひろげる」が不採算となった場合、保険契約更新のお引受けを停止することがあります。

11 税法上の取扱い

保険料は生命保険料控除の対象になりません。

ご契約者（保険料負担者）がお払込みになった保険料は、所得税法上、生命保険料控除の対象にはなりません。

12

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

現在ご契約の保険契約（生命保険会社の保険契約を含む）を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**（「アフラック少短の医療保険はじめる」「アフラック少短の医療保険ひろげる」には解約払戻金はありません）。**
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります（「アフラック少短の医療保険はじめる」「アフラック少短の医療保険ひろげる」には配当金はありません）。**
- 新たな保険契約の責任開始期を起点として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**

▶▶詳しくは 05 **告知義務** P.16 をご確認ください。

健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

13

少額短期保険業者の業務または財産の状況が変化した場合

当社は「保険契約者保護機構」の加入対象ではありません。

- **少額短期保険業者は、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象ではなく、同機構による資金援助等の措置はありません。また、破綻会社にかかる保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。**

ただし、破綻した場合の損失の補填や資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに決算期ごとに供託金を法務局に差し入れています。

14 支払時情報交換制度

当社は「支払時情報交換制度」に参加しています。

当社は、(一社)日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払い、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、支払時情報交換制度に基づき、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。

※支払時情報交換制度の詳細および参加会社については、
(一社)日本少額短期保険協会のホームページ(URL https://www.shougakutanki.jp/)
をご確認ください。

15 相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

●保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社問い合わせ窓口または募集代理店にご連絡ください。

アフラック少額短期保険株式会社
問い合わせ窓口

通話料無料 0120-558-075　受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
※祝日・年末年始を除きます。

●(一社)日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」でも、少額短期保険全般に関する相談・照会・苦情をお受けしています。

●少額短期ほけん相談室は、公正かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解のあっせん・解決を支援します。また、原則として1か月を経過しても未解決の案件については、契約者または少額短期保険業者の申し立てにより「裁定委員会」を開催し、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。

●この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 日本少額短期保険協会」です。
URL https://www.shougakutanki.jp/

一般社団法人 日本少額短期保険協会
少額短期ほけん相談室

フリーダイヤル 0120-82-1144　FAX 03-3297-0755

その他重要事項

1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2 ご契約に際しては**「契約概要」「注意喚起情報」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「約款」**を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い（保険契約者および被保険者の皆様へ）

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 医療費助成制度

お子さまが医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。